

お客様各位

2022年4月

新潟県労働金庫

成年年齢の引下げに伴う〈新潟ろうきん〉の対応について

拝啓 日頃より当金庫に対し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2022年4月1日施行の改正『民法』におきまして、成年年齢が20歳から18歳に引下げられました。この度の成年年齢の引下げは、若年者（18歳、19歳の方）の社会参加を促進するものとして期待される一方で、カードローン等の提供においては、一般的に金融取引を含む社会経験が少ない若年者に対する十分な配慮が求められています。

つきましては、成年年齢引下げに伴う各種取引のお申込時年齢の変更点とあわせ、特に配慮が求められるカードローンの提供に係る当金庫の基本的な考え方を、下記のとおりご案内申し上げます。

敬具

記

1. 成年年齢引下げに伴う各種取引のお申込時年齢の変更

(1) 変更日

2022年4月1日（金）

(2) 変更点

お取引	2022年3月31日まで	2022年4月1日から
ご融資（担保あり）	満20歳以上	満18歳以上
ご融資（担保なし）	満18歳以上(*1)	
カードローン	満18歳以上(*1)	
投資信託(*2)、個人向け国債	満20歳以上	
総合口座契約	満20歳以上	

(*1)2022年3月31日までは親権者の同意が必要となります。

(*2)NISA口座におきましては、2023年1月1日から口座開設時の年齢要件が満18歳以上に引下がります。

2. 若年者のお客様に向けたご融資の相談について

勤労者の暮らしを守り、より豊かにする当金庫の使命のもと、必要に応じて、以下のようなご提案をさせていただく場合があります。

- (1) お客様の利便性と利用者保護の両面に十分配慮しながら、若年者のお客様からの融資相談に際しては、お客様にとって過剰な借り入れとならないよう、収入状況等を正確に把握したうえで適切なお提案をさせていただきます。
- (2) 特にカードローンについては、お客様がカードローン契約をきっかけに金融に係るトラブルに巻き込まれないよう、詳細なヒアリングやお客様の同意を得たうえでご親族を交えながらご提案をさせていただきます。

以上